

亀山市告示第193号

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（包括的かつ継続的な相談支援の手順）</p> <p>第6条 包括的かつ継続的な相談支援は、次の手順で実施する。</p> <p>〔（1）及び（2） 略〕</p> <p>（3）プランの策定等</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ プランは、<u>亀山市支援会議設置要綱（令和2年亀山市告示第64号）に規定する亀山市支援会議（以下「支援会議」という。）</u>において適切なものであるか確認するものとする。</p> <p>オ プランが<u>支援会議</u>で了承された場合は、亀山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に報告</p>	<p>（包括的かつ継続的な相談支援の手順）</p> <p>第6条 包括的かつ継続的な相談支援は、次の手順で実施する。</p> <p>〔（1）及び（2） 略〕</p> <p>（3）プランの策定等</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ プランは、<u>亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議要綱（平成27年6月17日施行）に規定する亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）</u>において適切なものであるか確認するものとする。</p> <p>オ プランが<u>支援調整会議</u>で了承された場合は、亀山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に</p>

するものとする。

(4) 支援の決定

[ア～ウ 略]

エ 自立相談支援機関は、策定したプランに基づき前号ウ(ウ)の事業につなぐ場合は、支援決定後のプランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。

[ (5) 略 ]

(6) プランの見直し

自立相談支援機関は、支援会議においてプランの見直しが必要と判断された場合は、改めてアセスメントのうえ、再度プランを策定するものとする。

(7) 支援終了後のフォローアップ

支援会議で終了となった場合においても、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップするものとする。

(生活困窮者支援を通じた地域づくり)

第7条 生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、市、福祉事務所及び自立相談支援機関（以下「福祉事務所等」という。）が主体的に取り組み、支援会議その他の既存の合

報告するものとする。

(4) 支援の決定

[ア～ウ 略]

エ 自立相談支援機関は、策定したプランに第6条第1項第8号(ウ)の事業につなぐ場合は、支援決定後のプランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。

[ (5) 略 ]

(6) プランの見直し

自立相談支援機関は、支援調整会議においてプランの見直しが必要と判断された場合は、改めてアセスメントのうえ、再度プランを策定するものとする。

(7) 支援終了後のフォローアップ

支援調整会議で終了となった場合においても、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップするものとする。

(生活困窮者支援を通じた地域づくり)

第7条 生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、市、福祉事務所及び自立相談支援機関（以下「福祉事務所等」という。）が主体的に取り組み、支援調整会議その他の既存

議体も活用して協議の場を設ける。

[2 略]

(個人情報の取扱い)

第8条 自立相談支援機関は、関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得るなど、その取扱いについて適切な手続を行わなければならない。

の合議体も活用して協議の場を設ける。

[2 略]

(個人情報の取扱い)

第8条 自立相談支援機関は、関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、その取扱いについて適切な手続きを踏まえなければならない。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。